

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

農林家経営動向調査は、中山間地域の農家及び林家の農林業及び関連事業の経営実態並びに関連事業への就業等による所得の獲得状況を把握し、中山間地域対策推進の基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の方法

本調査は、農林水産省統計情報部及び地方統計組織を通じて実施した。

3 調査の対象

本調査は、農業経営統計調査（農業経営動向統計）における調査対象農家及び林家経済調査における調査対象林家のうち「農林統計に用いる地域区分」の「中間農業地域」及び「山間農業地域」に所在する農家及び林家を対象とした。

なお、農家については、1995年農業センサス結果を基に標本選定された経営耕地面積30a以上又は年間農産物販売金額50万円以上の販売がある農家、林家については、1990年世界農林業センサス及び1995年農業センサス結果を基に標本選定された保有山林面積20ha以上500ha未満の林家を対象としている。

(参考) 農林統計に用いる地域区分（農業地域類型区分）

区 分	定 義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき旧市区町村（昭和25年の市区町村の範囲）を区分したもの
区 分	基 準 指 標 （下記のいずれかに該当するもの）
都市的地域	○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村 ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村
中間農業地域	○ 「都市的地域」及び「山間農業地域」、「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
2) D I D（人口集中地区）とは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。
3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4 調査の期間

農家については平成13年1月から12月まで（暦年）、林家については平成13年4月から平成14年3月まで（年度）の1年間である。

5 調査の方法

調査は、農家及び林家の記帳調査並びに職員の面接調査により実施した。

6 調査項目

農業経営統計調査（農業経営動向統計）及び林家経済調査における調査項目の他に、それぞれの調査で不足している以下の農林業の収支等に関する項目を補足調査した。

(1) 農家及び林家共通事項

農林産加工品等事業、農林業体験施設等事業、その他の事業及び雇われ兼業等の労働投下日数

(2) 農家の調査事項

ア 林業及びしいたけ生産の労働投下日数

イ 林産物の生産概況

ウ 林業の労働投下日数

(3) 林家の調査事項

ア 農業の労働投下日数

イ 土地面積のうち、経営耕地面積

ウ 農機具等機械類のうち、トラクター及び貨物自動車

エ 農産物の生産概況のうち水稻及び肉用牛の生産概況

オ 年金・被贈等収入、租税公課諸負担及び家計費

7 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

調査結果は、「農林家」のほか、「農家」、「農家林家」及び「非農家林家」について、それぞれ1戸当たり平均値^(注)を算出した。

また、「農林家」については、「中間農業地域の農林家」、「山間農業地域の農林家」別にも取りまとめた。

なお、本調査における「農林家」とは、「農林統計に用いる地域区分」の「中間農業地域」及び「山間農業地域」に所在する販売農家（経営耕地面積30a以上または農産物販売金額50万円以上の農家。以下同じ。）及び保有山林面積20ha以上の林家をいい、保有山林面積規模に応じて「農家」、「農家林家」、「非農家林家」に区分した。定義は以下のとおりである。

① 農 家： 保有山林面積20ha未満の販売農家

② 農 家 林 家： 保有山林面積20ha以上の販売農家

③ 非農家林家： 保有山林面積20ha以上の非販売農家（経営耕地面積30a未満で農産物販売金額が50万円未満の農家）

(注) 「農林家」の平均値は、調査対象を「農家」、「農家林家」及び「非農家林家」に性格分類し、1990年世界農林業センサス及び1995年農業センサス結果を基に、それぞれの分類ごとの世帯数ウェイトを用いた加重平均により算出した。

(2) 統計表の編成

ア 全国統計表

全国平均の農林家経営動向を編成表示した。

イ 全国農業地域別統計表

農林家経営動向を全国、都府県、全国農業地域別に編成表示した。

なお、全国農業地域別は、統計部で統一して用いる地域区分のうち、沖縄を除く9農業

地域を表示した。

全 国 農 業 地 域 の 区 分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

ウ。経営耕地規模別・保有山林面積規模別統計表

農林家経営動向（全国）を、農家及び農家林家は経営耕地規模別に、非農家林家は保有山林面積規模別に編成表示した。

なお、経営耕地規模・保有山林面積規模の区分は、次のとおりとした。

経営耕地規模・保有山林面積規模の区分

農 家、農家林家	平 均	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0
	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0ha以上
非 農 家 林 家	平 均	20～50ha	50～100	100～500	—

8 統計項目の説明

(1) 農林家経済の総括

主要指標は次のとおりである

ア 総所得＝事業所得＋雇われ兼業等所得＋年金・被贈等の収入

イ 事業所得＝農業所得＋林業所得＋農林産加工品等事業の所得＋農林業体験施設等事業所得
＋その他の事業所得

ウ 農林業所得＝農業所得＋林業所得

エ 農業所得＝農業収入－農業支出

オ 林業所得＝林業収入－林業支出

カ 農林産加工品等事業の所得＝農林産加工品等事業収入－農林産加工品等事業支出

キ 農林業体験施設等事業所得＝農林業体験施設等事業収入－農林業体験施設等事業支出

ク その他の事業所得＝その他の事業収入－その他の事業支出

ケ 雇われ兼業等所得＝雇われ兼業等の収入－その他の支出

コ 年金・被贈等の収入

交際上のもらい物である祝金・香典などの被贈収入、恩給、年金、退職金、補助金などである。

サ 租税公課諸負担

農林家に賦課された国税、都道府県税及び市町村税の賦課額並びに農業共済組合負担、社会保険負担などの公課諸負担の賦課額である。

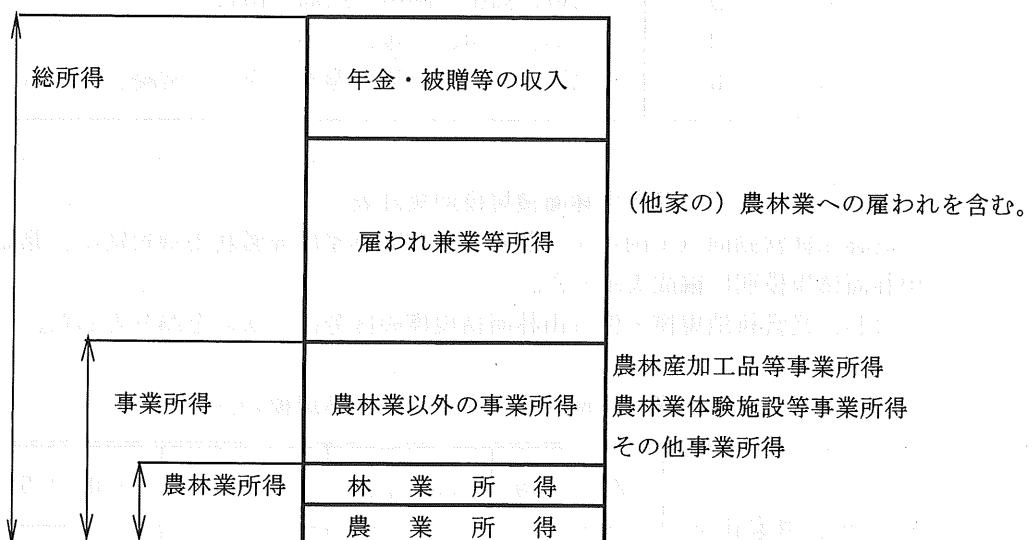
シ 可処分所得＝総所得－租税公課諸負担

ス 家計費

農林家の世帯員が生活を維持するために要した費用で、現金、現物外部取引価額、生産現物家計消費額並びに建物及び自動車等の減価償却費（家計費負担分）の合計額である。

セ 経済余剰＝可処分所得－家計費

<参 考：農林家の所得構成>



(2) 主要固定資産の状況

調査年始めに農林家が所有している土地面積と主な農機具等機械類の所有台数を表示した。このうち、土地は、経営耕地面積（田畑及び牧草地）と山林面積（人工林と天然林）、主な農機具等機械類はトラクター、貨物自動車、林内運搬車を表示した。

(3) 主要農林産物の生産状況

農業及び林業の生産規模として、農産物のうち水稻（作付面積、生産量）と肉用牛（年始め飼養頭数、販売頭数）、並びに林産物（立木販売量、素材生産量、しいたけ生産量（生・乾燥））を表示した。

(4) 世帯員数及び就業者

年（度）末の世帯員数と年間60日以上就業した者の就業者数を就業先別（農業、林業、農林産加工品等事業、農林業体験施設等事業、その他の事業、雇われ兼業等別）に表示した。ただし、就業者数は、農業と雇われ兼業など2つ以上の事業に60日以上従事している場合は、主として従事した就業先に区分した。

(5) 労働投下日数

労働日数（雇用を含む。）を就業先別に表示した。

(6) 事業等収入

事業等の収入を農業収入、林業収入、農林産加工品等事業収入、農林業体験施設等事業収入、その他の事業収入及び雇われ兼業等の収入に大別し、その中を部門別に表示した。

ア 農業収入

農業収入は、稲作、野菜、酪農などの農産物の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農産物在庫の年（度）末在庫価額から年（度）始め在庫価額を差し引いた増価額なども含んでいる。

イ 林業収入

林業収入は、林産物販売の現金収入のほか、林産物の林業外仕向額、林産物在庫の年度末在庫価額から年度始め在庫価額を差し引いた増価額を含めているが、育林（立木販売）等の部門別には現金収入のみとしたため、部門別の積み上げ値と林業収入は一致しない。

ウ 農林産加工品等事業の収入

農林産加工品等事業の収入を農産物加工品、林産物加工品に区分して表示した。

(ア) 農産物加工品

農産物加工品は、原料を他家から購入して自家で加工した農産物加工品の販売収入である。

(イ) 林産物加工品

林産物加工品は、自家で加工した林産物加工品の販売収入、製材業、家具加工品、木工品、漬物、佃煮などの販売収入である。

(ウ) その他

その他は、(ア)、(イ)に該当しない収入である。

エ 農林業体験施設等事業の収入

農林業体験施設等事業の収入を民宿収入、観光農園、その他の収入に区分して表示した。

(ア) 民宿収入

民宿収入は、民宿、貸別荘・ロッジ、レストランなどの施設（部屋代、食事代）の収入である。

(イ) 観光農園

観光農園は、くだもの狩り、いちご狩りなどの観光農園で専従の労働者を雇用している場合や貸し農園、ふれあい農園、キャンプ場などの入場料金、販売収入である。

(ウ) その他

その他は、(ア)、(イ)に該当しない収入である。

オ その他事業の収入

商店、建設業、製造業等の商工鉱業の収入と農林産加工品等事業の収入に含まれない水産加工等のその他の収入とに区分して表示した。

カ 雇われ兼業の収入

農業、林業に雇われた農林業等の収入と会社、商店等へ雇われたその他の収入に区分して表示した。

(7) 事業等支出

事業等の支出を農業支出、林業支出、農林産加工品等事業支出、農林業体験施設等事業支出、その他の事業支出及び雇われ兼業等の支出に大別し、そのうち農業支出、林業支出については費目別に表示した。

ア 農業支出

農業支出は、費目別に農業現金支出、現物外部取引価額、年（度）始め農業生産資材在庫

価額、減価償却費を加算した合計額から、年（度）末農業生産資材在庫増減額を差し引いたものである。

イ 林業支出

林業支出は、費目別に林業現金支出、林業生産資材の年度始め在庫価額から年度末在庫価額を差し引いた在庫減少額の合計を表示した。ただし、減価償却費については各費目に含めず、林業用償却資産の償却額の合計を別途表示した。

ウ 農林産加工品等事業支出

農産物加工品、林産物加工品等の事業に係る支出を表示した。

エ 農林業体験施設等事業の支出

民宿収入、観光農園等の事業に係る支出を表示した。

オ その他事業支出

商店、建設業、製造業等の事業の維持・運営に係る支出を表示した。

カ その他の支出

上記並びに租税公課諸負担及び家計費に属さない支出を表示した。

9. 利用上の注意

(1) 本書に掲載した1戸当たり平均値は、各々の調査対象全体の平均値であり、調査項目のなかには、農林業以外の事業（農林産加工品等事業や農林業体験施設等事業等）等のように少数の調査対象にしか出現のない項目もあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

(2) 収支の取りまとめ期間は、農家（農業経営統計調査（農業経営動向統計））は暦年（1月～12月）で、林家（林家経済調査）は年度（4月～翌年3月）であるが、本書では「年」で表した。

(3) 統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「△」は、負数又は減少したもの

「－」は、事実のないもの

「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの

本書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 動向統計班

電 話 （代表） 03 (3502) 8111 内線2735、2737

（直通） 03 (3502) 0954